

第 2 章 関 係 条 例

1 札幌市衛生研究所条例

昭和 37 年 3 月 31 日

条 例 第 12 号

改正 昭和 46 年 12 月条例第 45 号 昭和 48 年 3 月条例第 10 号

題名 改正（昭和 48 年 3 月条例第 10 号）

（設 置）

第 1 条 本市は、保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究（以下「試験等」という。）を行ない公衆衛生の向上を図るため、衛生研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 研究所の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市衛生研究所	札幌市中央区南 9 条西 7 丁目

（使用料及び手数料）

第 3 条 研究所において行なう業務又はその設備の使用については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

2 前項の使用料等の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。）の規定による療養に要する事業を行なう法人に請求すべき費用の額の 8 割以内において市長が定める。ただし、法に定めのないものについては、法の規定による療養に要する費用の算定方法に準じて市長が定める。

（使用料等の納付）

第 4 条 使用料等は、設備の使用、試験等の依頼又は証明書の交付の際納めなければならない。

2 既に納めた料金若しくは試験等のため提出した物件は、これを還付しない。

（減 免）

第 5 条 貧困又は災害等により、料金を納める資力がないと認める者その他特別の事由があると認められる者については、市長において、これを減免することができる。

2 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受ける者については、前項の規定にかかわらず特別の取扱いをすることができる。

（賠 償）

第 6 条 設備の使用者又は入所者が建物、設備及びその他の物件をきそんし、若しくは滅失したときは、市長の定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委 任）

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 条例第2条の規定にかかわらず、当分の間研究所の位置は、市長が別に定める。

附 則（昭和46年条例第45条）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から実施する。（以下ただし書省略）
- 2 この条例の規定による位置又は区域の町名を改める改正規定にかかわらず、その改正規定中施行日における町名と異なる町名で表示されている。その異なる町名は、施行日から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による知事の告示又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告の日（以下「変更日」という。）までは、変更日前の町名で表示されたものとみなす。

3～6 省 略

附 則（昭和48年条例第10号）抄

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 札幌市衛生研究所施行規則

昭和37年3月31日

附 則 第16号

改正 昭和46年7月規則第44号 昭和37年3月規則第17号
昭和48年3月規則第20号 昭和50年7月規則第42号
題名 改正(昭和48年3月規則第20号)

(目 的)

第1条 この規則は、札幌市衛生研究所条例(昭和37年条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用及び依頼の手続き)

第2条 衛生研究所(以下「研究所」という。)の設備を使用又は保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究(以下「試験等」という。)を依頼しようとするものは、次の各号に掲げる申込書を衛生研究所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

(1) 研究所の設備の使用については、使用申込書(様式1)

(2) 試験等の依頼については、試験等申込書(様式2)

(使用料及び手数料)

第3条 条例第3条第2項の規定による使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の8割相当額とする。

(使用料等の納入時期)

第4条 使用料等は、次の各号の一に該当する場合のほか、設備の使用、試験等の依頼、証明書の交付等のつど直ちに納めなければならない。

(1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出しがたいとき。

(2) その他市長が特別な事由があると認めたとき。

(減免の手続)

第5条 条例第5条の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式3)を市長に提出しなければならない。

2 災害のため、使用料の減免を受けようとする者は、前項の規定による減免申請書にその事実を証明する文章を添えなければならない。

3 市長が使用料等の減免を許可したときは、減免許可書(様式4)を交付する。

(成績書等の交付)

第6条 所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。

2 成績書等の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 札幌市保健所使用料及び手数料条例施行規則（昭和33年規則第31号）の一部改正〔省 略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第17号）

この規則は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の試験等の依頼に係るものの手数料から適用する。

附 則（昭和48年規則第20号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年規則第42号）

この規則は、昭和50年8月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降の試験等の依頼に係るものの使用料及び手数料から適用する。

別表

種	別	単位	料	金	摘要	種	別	単位	料	金	摘要		
疫学試験検査	ウイルス検査	中和試験	組織	1項目	円 2,000		生物化学的酸素要求量測定試験	1検体	2,500				
		動物	動物	同	マウスの時価による。			"	500				
	分離培養試験	インフルエンザ	1検体	5,000		家庭用品検査	塩化水素又は硫酸	"	700				
		その他のウィルス	同	5,000	動物試験の場合はマウスの時価による。			"	ホルムアルデヒド	3,000			
	特殊臨床検査	血液・尿その他の組織又は臓器中の重金属定量試験	簡易法	1項目	2,500	複雑な前処理を必要とするもの	容器又は被包	有機水銀化合物	"	5,000			
			精密法	同	5,000								
		HBs抗原検査	同	1,700		落下試験			500				
		HBs抗体検査	同	2,200		耐酸性試験			500				
	糞便検査	虫卵検査	直接塗まつ法	1検体	40		減圧変形試験	同	同	500			
			物理	同	500								
食品細菌検査	前処	理	同	500		牛乳	化学検査	1検体	2,000				
		菌	数	1項目	800								
	各種細菌検査	各種細菌検査	同	800	ポツリヌス菌以外のもの	発酵乳	同	同	同	2,000			
			同	同	800								
	ポツリヌス菌検査	ポツリヌス菌検査	1検体	マウスの時価による。		アイスクリーム	同	同	同	3,000			
			同	同	800								
	採血	飲料	水	1回	50	清涼飲料水	同	同	同	9,000			
			同	同	1,200								
	水質検査	飲料	化学検査	普通法	1検体	800	水雪	同	同	同	2,500		
				細菌検査	同	800							
水		化学検査	精密法	同	14,200	容器包装	同	合成樹脂	同	3,000			
			同	同	1,300								
プール水		細菌検査	同	800		牛乳中抗生物質	1項目	同	同	2,000			
			同	同	800								
浴槽水		化学検査	同	800		合成甘味料	同	定性	同	3,000			
			同	同	500								
浄化槽放流水		細菌検査	同	4,000		合成着色料定性試験	同	同	同	2,000			
			同	同	800								
理化学試験検査	簡易物理検査	1項目	300		合成保存料	同	定性	同	2,000				
			同	500									
	一般的化学検査	簡易なもの	同	500		合成着色料定性試験	同	定量	同	3,000			
			同	1,000									
	やや複雑なもの	復雑なもの	同	1,500		合成甘味料	同	定性	同	3,000			
			同	1,500									
	金属検査	精密法	同	2,500		合成着色料定性試験	同	定量	同	2,000			
			同	2,500									

種 別	単 位	料 金	備 考	種 別		単 位	料 金	備 考	
				PCB 定量試験	食 品				
理 化	漂白剤試験	1項目	2,000						
	重金屬定量試験	同	3,000						
	シアン定量試験	同	3,000						
	酸 価	同	1,500						
	油 定 量 試 験	同	1,500						
	過酸化物品	同	1,500						
	カルボニール価	同	1,500						
	チオバルビツール酸化	同	1,500						
	蛍光染料顕影定性試験	同	1,000						
	水素イオン濃度測定試験	同	500						
学 試	糖 度 試 験	同	500						
	伍びん圧試験	1検体	500						
	食 品 中 の 無 機 質 試 験	同	3,000						
	ヒスタミン	同	6,000						
	揮発性揮発性窒素定量試験	同	2,000						
	炭物・特殊成分定量試験	同	実数相当						
	粗 蛋 白	同	2,000						
	粗 脂 肪	同	2,000						
	粗 纖 維	同	2,000						
	灰 分	同	2,000						
検 査	水	同	1,000						
	有機水銀定量試験	1項目	10,000						
	添加物規格試験	1検体	5,000					ただし重金属定量試験のあるものは除く	
	酸化防止剤定量試験	1項目	5,000						
	糖 系	1検体	15,000					3項目まで、4項目からは1項目ずつ追加する。	
	糖 系	同	15,000					同上	
	カルバノート系	1項目	10,000						
	検 査	PCB 定量試験	1検体	25,000					
		包装紙	同	10,000					
		医薬品処理	1項目	2,000					
一般化学 定量試験		同	2,000						
有機水銀定量試験		1検体	10,000						
有機水銀確認試験		同	15,000						
有機薬定量試験		同	15,000					3項目まで、4項目からは1項目ずつ追加する。	
有機塩素定量試験		同	15,000					同上	
一般細菌数測定試験		1項目	800						
大腸菌数 測定試験		同	800						
検 査	金銀銅定量試験	1項目	5,000						
	特殊イオン類 定量試験	同	3,000						
	特殊成分定量 試験	同	3,500						
	カネイオン濃度 測定試験	同	500						
	抽出法の痕跡な もの	同	10,000						
	抽出法のやや痕 跡なもの	同	15,000						
	抽出法の痕跡な もの	同	25,000						
	階上はいじん量測定 試験	1検体	3,500						
	いおう酸化物定量試験	1項目	2,500						
	浮遊じん量	同	1,000						
検 査	金	同	2,500						
	特殊成分	同	2,000						
	発がん性物質	同	10,000						
	顔料の 分析	同	2,500						
	樹脂の 分析	同	5,000						
	重油中いおう分析	同	1,500						

種		別	単 位	料 金	摘 要		
公 害 汚 染 検 査	大 気 汚 染 検 査	悪 臭	アンモニア定量試験	環境測定	1 検体	10,000	
			アンモニア定量試験	発生源測定	1 項目	6,000	
	分 析	特殊悪臭ガス定量試験	環境測定	同	12,000		
			発生源測定	同	12,000		
	試 験	総 合 試 験	環境測定	1 検体	42,000		
			発生源測定	同	30,000		
			煙道排ガス定量試験	1 件	実費相当額		
			設備等使用料	1 回	同上		
			自動記録計吸収液調整手数料	一般	10ℓにつき	300	
				特殊なもの	同	500	
			証明手数料	一般	1 件	100	
				複雑なもの	同	200	

備考

- (1) 保健対策上特に必要があるときは、この表の料金によらないことができる。
- (2) この表に記載していない使用料等は、他の類似する種目に対応する使用料等に準じて徴収する。